

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

愛知労働局

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令

(以下「改正政令」とい

う) 及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(以下「改正省令」という)が平成23年1月14日に公布され、一部の規定を除き平成23年4月1日から施行することとされました。その改正の概要は次のとおりです。

詳しくは愛知労働局のホームページ等をご覧ください。

第1 労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令(改正の内容及び留意事項)

① 施行令の一部改正(改正政令第1条関係)

ア、特定化学物質等の範囲の拡大(施行令第18条、第22条及び別表第3)

関係
(ア) 労働安全衛生法(以下「法」という)第57条第1項の表示(以下単に「表示」という)をしなければならない物に、酸化プロピレン等4物質を追加する。

(イ) 酸化プロピレン、1、1-ジメチルヒドラジン

を製造し、又は取り扱う業務を特殊健康診断の対象業務として追加する。

(施行令第22条関係)

(ウ) 特定化学物質の第二類物質に酸化プロピレン、1、1-ジメチルヒドラジンを追加する。(施行令別表第3関係)

イ、健康管理手帳を交付する業務の範囲の拡大(施行令第23条関係)無機砒(ひ)素化合物(ア)ルシン及び砒(ひ)化ガリウムを除く)を製造す

る工程において粉碎をする業務を追加する。

② 一部改正令の一部改正(改正政令第2条関係)

一部改正令附則第3条に規定されている適用除外製品のうち代替化が可能となつたアからウまでの物について、その製造等を禁止する。

ア、石綿ジヨイントシートガスケット、チングから切り出した石綿(アモサイト及びクロシドライト)を除く。以下同じ)を含

有するガスケットであつて、一部改正令の施行の際現に存する国内の化学工業の用に供する施設(以下「既存化学工業施設」という)の設備(配管を含む。以下同じ)の接合部分(300度以上の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその塩

(エ) ランドパッキン

既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上)の温度の流体である物

又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温

度の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使

用されるもの

(ア) 亞硝酸及びその塩

(イ) 硝酸及びその塩

(ウ) 硫酸及びその

等を追加すること等。

(イ) 酸化プロピレン等又は1、1-ジメチルヒドラジン等を製造し、又は取り扱う作業に従事する労働者に使用させる呼吸用保護具の選定に当たつての留意する事項

(ウ) 酸化プロピレン等又

は1、1-ジメチルヒドラジン等に係る特殊健康診断の項目

イ、1、4-ジクロロ

-2-ブテンに係る措置

(特化則第38条の17関係)
ウ、1、3-プロパン

スルトンに係る措置 (特
化則第38条の19関係)

③ 施行期日 (改正省令
附則第1条関係)

改正省令は、平成23年

4月1日から施行するこ
ととしています。

④ 経過措置があります。

4月1日から施行するこ
ととしています。

④ 経過措置があります。

問い合わせ先 愛知労
働局健康(労働衛生)課

(☎ 052-972-0
256)

ホームページアドレス
(<http://www.aichi-rodo.go.jp/>)

愛知労働局は「労働衛生課」の名称を「健康課」に変更します

強く求められています。

このため、こうした国

民のニーズに応え、労働

者の健康確保への取り組

みをこれまで以上に担う

組織とすることに伴い名

称を変更することとしま

した。現在使用している

「労働衛生課」という名

称は、「健康課」になります。なお、今回の名称

変更による担当業務に変

はありません。

愛知労働局は、平成23年4月1日から現在の労働衛生課の名称を健康課に変更します。

労働災害件数が中長期的に減少する一方、過労死や精神障害の労災保険給付事案は増加するなど労働災害は質的に変化しております。メンタルヘルス、過重労働および受動喫煙などの労働者の健康管理に関する問題への対応が

2月の死亡災害のあらまし

愛知労働局

速報による2月受付の平成23年発生の死亡災害は3名で、そのあらましは以下のとおりです。

業種 (労働者数)	年齢 職名	●事故の型 ●起因物	災害概況
製造業 (100~300人)	60代 運転手	●転倒 ●その他の環境等	凍結路面を歩行中、滑って転倒したもの。
製造業 (1~9人)	40代 作業者・技能者	●墜落、転落 ●足場	被災者がローリングタワーの最上部(高さ5m)に乗り、天井クレーンのランウェイレール撤去作業を行っていたところ、ランウェイレールの両端を吊っていたチェーンブロックの一端が外れ、落下したランウェイレールがローリングタワーに激突したため、ローリングタワーが転倒した。
清掃業 (10~29人)	40代 作業者・技能者	●はざまれ、巻き込まれ ●コンベア	ベルトコンベアの試運転中に当該コンベア周辺の作業台にいた被災者が当該コンベアのテンションロールとベルトの間に足から巻き込まれ、死亡した。